

新入生の保護者のみなさまへ

・奨学のための給付金（前倒し給付について）

「奨学のための給付金」とは、高校生等の授業料以外の教育費負担（教材費や学用品等）を軽減するため、一定の要件に該当する世帯に支給されるものです。

（返還不要）

令和6年度新入生については、給付金の前倒し給付（4～6月分）を申請することができますので、希望される方は、本校事務課担当者までご連絡ください。

（申請期限：令和6年4月26日）

※1 詳細は下記のお知らせをご覧ください。

※2 4～6月分相当額の前倒し給付を受けた場合でも、7～3月分相当額を受けるためには、再度申請が必要となりますのでご注意ください。

○【お知らせ】奨学のための給付金 新入生への4～6月分相当額の前倒し給付について

担当 事務課 城戸 問い合わせ先 0895-22-6575